# パープルリボン キャンパーン みやざき 2023

パープルリボンは、 

## 11月25日(土)13:00~

- ① 啓発パレード 宮崎県庁から宮崎山形屋
- ② お花のプレゼント(宮崎山形屋前) 13:30~

### 11月25日(土)14:00~15:00

会場:宮崎山形屋

「四季ふれあいモール」

- 宮崎県警による「DV法改正について」 (1)
- 学生による啓発スピーチ
- ③ ダンス「Break the chain」

んまつーポス・オリジナルバージョン

みやざき犬

みやけいちゃんも 主催 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構 来るよ!

(宮崎県男女共同参画センター指定管理者)



協力 「パープルリボンネットワークみやざき2023」 国際ソロプチミスト (SI宮崎 SI宮崎-フェニックス SI宮崎-たまゆら

SI宮崎-ひまわり SI宮崎-東諸 SI串間) NPO法人ハートスペースM 一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟

特定非営利活動法人ドロップインセンター(宮崎市男女共同参画センター指定管理者)

一般社団法人生命保険協会 宮崎県協会 宮崎アカデミーロータリークラブ

一般社団法人ハートスペースみやざき

#### 女性に対する暴力をなくす運動期間のイベント

11/15 (水) 18:30~

11/17 (金) 18:30~ 11/21 (火) 18:30~ 11/22 (水) 18:30~ 11/24 (金) 18:30~

11/18 (±) 14:00~

ティー スプーンの会

~性教育を 語ろう~\*オンラインでの 参加希望も受付 からだカフェ

~プレ更年期~ \*助産師さんによるお話会。希望者は個別面談も受付 (要予約) ~ワークショップ~ 宮崎県男女共同参画

地域推進員による 「30年後の みやざき像」 未妊・不妊カフェ

\*女性限定・要予約 ファシリテーター 横山顕子さん (よこやまクリニック院長) \*詳細はホームページで 宮崎県男女共同参画 地域推進員による

「DVのおはなし」 ~パートナーからの 暴力~ 着物で作る木の葉 コースターセット

材料費500円/定員 15名\*要予約

講師:愛甲晃子さん \*詳細はホームページ

DVD上映会 もあるよ! 11/13:「コーダあいのうた」

14:「人生、ここにあり!」

**16**: 「セイント・フランシス」

20: 「SNS少女たちの10日間」 暴力に関する相談窓口

お申し込み・お問い合わせは 2 0985-32-7591

AND THE PROPERTY OF THE PROPER			
名 称	<b>8</b>	相談受付時間	備考
DV相談+ (内閣府)	0120-279-889	電話・メール 24時間受付 チャット 12:00~22:00	
NPO法人 ハートスペースM	0985-89-5243	日·月曜 10:00~17:00	
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	月~金曜 9:00~20:30 土·日曜 9:00~15:00 (祝日·年末年始を除く)	
性暴力被害者支援センター (さぽーとねっと宮崎)	0985-38-8300 #8891	月〜金曜 9:00〜17:00 (祝日·年末年始を除く)	メール相談あり (さぽーとねっとホームページ参照)
宮崎県警察本部 相談窓口	0985-26-9110 #9110	24時間	
宮崎地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月~金曜 8:30~17:15 (祝日·年末年始を除く)	
宮崎市男女共同参画センター 「パレット」相談室	0985-25-2057	月~日曜 9:00~16:30 (火曜日·祝日·年末年始を除く)	弁護士による専門相談 あり ※要予約 メール相談あり
宮崎県男女共同参画センター 相談室	0985-60-1822	月〜金曜 9:00〜17:00 *11/13〜24は19:30まで受付(平日) 土曜日 9:00〜16:30 (祝日・年末年始を除く)	弁護士・臨床心理士・ 助産師による専門相談 あり ※要予約 メール相談あり



### 女性に対する暴力をなくす運動について



~ 内閣府男女共同参画局 ~

#### 【趣 旨】

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、 女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態をみると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることがわかります。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化していく必要があります。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽くみる意識があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。

【期 間】 毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間